

1. 利用料金 ※利用者ご負担額は負担割合により変わります。

区分		提供時間、 算定回数等	ご負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本報酬	介護予防訪問リハビリテーション費 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による 訪問リハビリテーションの実施 ・1回につき20分実施	1回につき	298円	596円	894円
加算等	短期集中リハビリテーション実施加算 ※1	1日につき	200円	400円	600円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※2	1回につき	6円	12円	18円
	退院時共同指導加算 ※3	退院につき 1回限り	600円	1200円	1800円
減算等	訪問リハビリテーション計画診療未実施減算 ※4	1回につき	-50円	-100円	-150円
	訪問リハビリテーション12月超減算 ※5	1回につき	-30円	-60円	-90円
交通費	青森市内	無 料			
	青森市以外	青森市以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。 自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域の境界から片道1kmにつき55円(税込)加算させていただきます。			

- ※1 短期集中リハビリテーション実施加算は、病院等から退院・退所した日または新たに要支援認定を受けた日から起算して3ヶ月以内の期間内に集中的に訪問リハビリテーションを実施した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、厚生労働大臣が定める基準(訪問リハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数が7年以上の職員がいること)に適合しているものとして届け出た事業所が利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※3 病院又は診療所に入院中の御利用者様が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、御利用者様に対する訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※4 当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、基本報酬から減算して算定します。ただし、入院中にリハビリテーションを受けていた御利用者様の場合、退院後1か月間を除きます。
- ※5 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に訪問リハビリテーションを行った場合に減算して算定します。ただし、次の場合を除きます。
○3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、御利用者様に関する情報をサービス事業者間で共有し会議の内容を記録するとともに、御利用者様の状態の変化に応じリハビリテーション計画を見直ししている場合
○訪問リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提供したり、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合